

国立大学法人奈良教育大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規則

平成17年 1月27日
制 定

改正 平成24年12月28日規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規則（平成17年奈良教育大学規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、日本学生支援機構奨学金の返還免除候補者の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 返還免除を申請できる者は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(申請書類)

第3条 奨学金返還免除を申請しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- 一 業績優秀者返還免除申請書
- 二 大学院における学業成績証明書（厳封）
- 三 特に優れた業績を証明する資料
- 四 その他本学が必要と認める書類

(選考方法)

第4条 候補者として推薦すべき者の業績を評価するにあたっては、次の各号に掲げる活動に関する業績について、別に定める評価基準及び選考基準に基づき、総合評価して選考するものとする。

- 一 大学院における教育研究活動等
 - ア 学位論文その他の研究論文
 - イ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。）第16条に定める特定の課題についての研究の成果
 - ウ 著書、データベースその他の著作物（ア、イに掲げるものを除く。）
 - エ 発明
 - オ 授業科目の成績
 - カ 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - キ 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
 - ク スポーツの競技会における成績
 - ケ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- 二 専攻に関連した学外における教育研究活動等
 - ア 学位論文その他の研究論文
 - イ 著書、データベースその他の著作物（アに掲げるものを除く。）
 - ウ 発明

- エ 研究又は教育に係る補助業務の実績
- オ 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- カ スポーツの競技会における成績
- キ ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(推薦順位)

第5条 推薦する順位の決定にあたっては、前条により選考した結果、総合評価点の高い者を上位とする。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成17年1月27日から施行し、平成16年度に大学院第一種奨学生として採用された者で、平成16年度中に貸与が終了する者から適用する。

附 則 (平成24年規則第46号)

この規則は、平成24年12月28日から施行する。